

コロナに負けない！さやまの事業者応援金給付要綱

令和2年5月15日市長決裁

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、売上高が減少している市内の小規模事業者その他の法人等（以下「小規模事業者等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）を対象に、事業の継続と雇用の維持を支えることを目的として、「コロナに負けない！さやまの事業者応援金」（以下「本応援金」という。）を給付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者等 次のア、イ、ウのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であり、常時使用する従業員の数が20人以下であること

ウ その他本応援金の目的から給付することが適当であると市長が認めるもの

(2) 通常の従業員 本応援金の給付における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とし、労働契約の期間の定めがない長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系であるなど、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断するものとする。

(常時使用する従業員に該当しない者)

第3 本応援金の給付において、次の各号のいずれかに該当する者は、常時使用する従業員に含めないものとする。

(1) 会社役員 ただし、従業員との兼務役員は常時使用する従業員に含める

(2) 個人事業者等本人及び同居の親族従業員

(3) 申請日において、育児休業中、介護休業中、傷病休業中または退職中の社員で、法令や社内就業規則等に基づいて休業、退職措置が適用されている者

(4) 次のア、イのいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等

ア 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者

ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は、常時使用する従業員に含める

イ 1日の労働時間及び1か月の所定労働日数または1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が同一の事業所に雇用される通常の従業員に比べて4分の3以下の者

(給付対象者)

第4 本応援金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、市内に主たる事業所を有し、次の各号のいずれにも該当する小規模事業者等または個人事業者等であること。ただし、本応援金の給付は、同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、ひと月を申請者が任意に選択する。

(給付対象者に係る特例)

第5 第4に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する市内に主たる事業所を有する小規模事業者等または個人事業者等も給付対象者とする。

- (1) 2020年1月以降に開業し、次のア、イのいずれにも該当するもの
 - ア 開業日が2020年3月31日以前であり、かつ開業に係る届出書の提出日が2020年5月1日以前
 - イ 2020年1月から3月まで（開業した月は、操業日数にかかわらず1か月とする）の事業収入の平均と比べ、2020年4月以降、事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は2020年4月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、ひと月を申請者が任意に選択する
- (2) 次のア及び第4第1項第2号のいずれにも該当するもの
 - ア 月あたりの事業収入の変動が大きい農家など、本応援金の申請期限までに、コロナに負けない！さやまの事業者応援金申請書兼請求書（以下「本応援金申請書」という。）の提出が困難な場合で、2020年8月31日までに、収入に季節性がある旨を申し出たもの
 - なお、本収入に季節性がある旨の申し出があった場合でも、本応援金申請書及び国の持続化給付金給付規程に準じる書類等（以下「証拠書類等」という。）を2021年1月31日までに提出すること

(給付額)

第6 本応援金の給付額は、1申請者につき10万円とする。

(給付申請)

第7 本応援金の申請期間は、2020年5月18日から2020年8月31日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に本応援金申請書に証拠書類等を添付して市長に提出する。

(宣誓事項、不給付要件及び応援金に係る不正受給等への対応)

第8 市長は、国の持続化給付金給付規程に準じて運用するものとする。

(給付決定)

第9 市長は、本応援金申請書及び証拠書類等の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、さやまの事業者応援金給付決定通知書により、本応援金申請書に通知するものとする。

(不給付決定)

第10 市長は、本応援金申請書及び証拠書類等の提出があったときは、その内容を審査し、不適當であると認めるときは、さやまの事業者応援金不給付決定通知書により、本応援金申請書に通知するものとする。

(持続化給付金の準用)

第11 本応援金の給付に関して、この要綱に定めるもののほか、国の持続化給付金給付規程に準じて運用するものとする。

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年1月1日から適用する。